平成２７年（フ）第２２号
静岡県菊川市高橋4026番地の２
債務者　岡元　真弓
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第４４８号
京都府宇治市小倉町久保28番地コーポハートフル103号、前住所京都府宇治市小倉町南堀池98番地の116
債務者　田中　重伸
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５２９号
京都市山科区西野大鳥井町111番地40、前住所滋賀県大津市横木２丁目２番８号　ソシアエイトＥ号室
債務者　佐々木　大
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５４８号
京都府相楽郡精華町光台８丁目７番地３
債務者　西島　之智
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５７２号
京都市下京区和泉町522　アネシス東洞院403、住民票上の住所京都市西京区桂千代原町45番地の３
債務者　上田　清美
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５８０号
京都市南区唐橋川久保町18番地　ビュープラザ506
債務者　高安恵里子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５８１号
京都市上京区葭屋町通上長者町下る菊屋町513番地　ハイツやまなみ401号
債務者　山口　隆弘
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５８２号
京都市北区紫野西藤ノ森町12番地22　りぶ京都北大路404
債務者　植島　雄次
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５８４号
京都市山科区大宅五反畑町60番地の８
債務者　エコマーケットこと　並木　隆幸
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５２７号
大阪府富田林市美山台２番５―204号
債務者　梶谷　眞弓
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５３２号
大阪府富田林市美山台２番５―204号
債務者　梶谷　豊一
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５３８号
堺市中区八田北町10番地31　18棟104号
債務者　三木　　徹
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５４９号
堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁24番39号　むこうがおか103号
債務者　中島　　積
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
福岡県豊前市大字岸井292番地
債務者　柳井美智子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第４号
島根県隠岐郡隠岐の島町元屋778番地
債務者　佐々木文雄
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午後１時30分
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
釧路市柳町４番５号　ワインハイツ203号
債務者　杉本　孝幸
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４号
北海道紋別郡興部町字沙留339番地の９
債務者　島田るみ子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月17日午前11時30分
旭川地方裁判所紋別支部